

販路開拓・生産性向上をお考えの事業者さまへ

小規模事業者持続化補助金のご案内

■ 小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

類 型	一般型・通常枠
補助率	2/3（賃金引上げ特例に申請する赤字事業者は 3/4）
補助上限	50 万円
インボイス特例	50 万円上乘せ
賃金引上げ特例	150 万円上乘せ

小規模事業者持続化補助金「インボイス特例」とは

補助事業の終了時点で「適格請求書発行事業者」の登録を受け、かつ、以下①②のいずれかに当てはまる事業者

- ① 令和 3 年 9 月 30 日から令和 5 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者
- ② 令和 5 年 10 月 1 日以降に創業した事業者

小規模事業者持続化補助金「賃金引上げ特例」とは

補助事業実施期限日を終点とした連続する 12 か月とその前年同月の 12 か月を比較し、従業員 1 人あたり給与支給総額を 3.0%以上増加した事業者

＜今後のスケジュール＞ <https://official.jizokukanb.com/shinsei>

○第 20 回：令和 8 年 11 月 5 日（木）申請受付開始～12 月 15 日（火）申請受付締切

※予定は変更する場合があります。詳細は順次公表いたしますので、HP にてご確認ください。



新事業進出・ものづくり商業サービス補助金のご案内

■ 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金とは

革新的な製品・サービスの開発、新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓に向けた輸出体制の強化を支援し、中小企業等の生産性・付加価値向上と企業成長、賃上げにつなげることを目的とする補助金です。

革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠
【対象となる事業】 革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援	【対象となる事業】 既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援	【対象となる事業】 海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援
【補助率】 中小企業者：1/2（2/3） 小規模企業・小規模事業者、再生事業者：2/3	【補助率】 中小企業者：1/2（2/3）	【補助率】 中小企業者：2/3
【補助上限額】最大 2,500 万円 （賃上げ特例適用の場合は 3,500 万円）	【補助上限額】最大 7,000 万円 （賃上げ特例適用の場合は 9,000 万円）	【補助上限額】最大 7,000 万円 （賃上げ特例適用の場合は 9,000 万円）

- 補助対象経費 機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、専門家経費、外注費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、建物費、海外旅費、通訳・翻訳費 等
※建物費は新事業進出枠・グローバル枠、海外旅費・通訳翻訳費はグローバル枠のみ対象。

＜今後のスケジュール＞ <https://shinjigyuu-monodukuri.smrj.go.jp/>

○第 1 回：令和 8 年 9 月 30 日（水）申請受付開始～10 月 30 日（金）18:00 申請受付締切

※予定は変更する場合があります。詳細は順次公表いたしますので、HP にてご確認ください。



中小企業省力化投資補助金のご案内

■ 中小企業省力化投資補助金とは

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする補助金です。以下2つの類型で申請が可能です。

■ カタログ注文型【応募：随時受付】

カタログに登録された省力化製品を導入し、以下の要件を満たす事業計画に基づいて行われるものが補助対象となります。

- ①補助事業終了後3年間で、労働生産性を年平均成長率（CAGR）3.0%以上向上させる事業計画の策定・実施
- ②事業場内最低賃金 3.0%（物価安定目標 2%+1.0%）以上増加および給与支給総額を6%以上増加（補助上限の引き上げが可能）

補助対象		補助上限額	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等	従業員数 5 名以下	500 万円 (750 万円)	1/2 以下
	従業員数 6～20 名	750 万円 (1,000 万円)	
	従業員数 21 名以上	1,000 万円 (1,500 万円)	

■ 一般型【応募：令和 8 年 9 月中旬～10 月中旬（予定）】

生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化製品を導入し、以下①～④の基本要件を達成するものが補助対象となります。

- ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加
- ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30 円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員 21 名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。

補助対象	補助上限額 ※1		補助率
個別現場の設備や 事業内容に合わせた 設備導入・ システム構築	従業員 5 人以下	750 万円 (1,000 万円)	中小企業 ※2 1/2 (2/3) 小規模企業者、小規模 事業者、再生事業者 ※3 2/3
	従業員 6～20 人	1,500 万円 (2,000 万円)	
	従業員 21～50 人	3,000 万円 (4,000 万円)	
	従業員 51～100 人	5,000 万円 (6,500 万円)	
	従業員 101 人以上	8,000 万円 (1 億円)	

※1 大幅賃上げ特例の適用時、() 内の補助上限額に引き上げ

※2 最低賃金引き上げ特例の適用時、() 内の補助率に引き上げ

※3 再生事業者の定義については公募要領をご確認ください。

また、再生事業者については基本要件未達の場合の返還要件の免除がされます。

業種ごとの活用イメージ

飲食業×スチームコンベクションオープン
（プログラム機能付き調理器具）
人手不足解消のため、複数の料理を同時かつ大量に自動加熱調理可能とする。

宿泊業×自動清掃ロボット
旅館等で、自動清掃ロボットを導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度向上・高付加価値化。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

公募要領やカタログ、一般型第 8 回公募スケジュールについては、補助金事務局ホームページにてご確認ください。



最低賃金引上げに係る支援について

■ 令和8年度香川県最低賃金の改正答申について

香川県地方最低賃金審議会は、香川労働局長からの諮問を受け、現行時間額 1,036 円を「56 円」引き上げる、「時間額 1,092 円」とする旨の答申を行いました。

今後、香川労働局では、この答申の内容について諸手続きを経て、香川県最低賃金を改正決定する予定です。

賃金引上げの支援策（代表例）

◆業務改善助成金

事業場内最低賃金を引上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象。
（申請前の賃金引上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。）

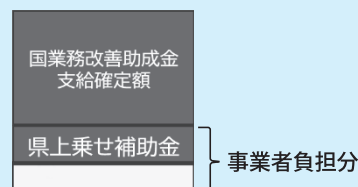
【活用例】 30 人事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を 50 円引上げた場合、
設備投資にかかった費用に対して最大 70 万円が助成される。

NEW!

◆かがわ賃上げ環境整備応援補助金

補助対象事業者：令和 8 年 9 月 1 日以降に「業務改善助成金」の申請を行い、
令和 9 年 3 月 10 日までに交付額・支給決定通知を受けた事業者

補助上限額：（国業務改善助成金 助成対象経費－国の助成金確定額）× 1/2
または ※県の補助上限額 のいずれか低い方の額



<今後のスケジュール>

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/topics/chinageouenhojyokin2026.html>

申請受付期間：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 17 日（香川県商工労働部労働政策課 必着）

※予算の範囲内での交付のため、申請期日前に受付を終了する場合があります。

詳細は順次公表いたしますので、HP にてご確認ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

その他、最低賃金引上げに向けた

中小企業・小規模事業者への支援事業

については、厚生労働省 HP にてご確認ください。



価格転嫁に対する支援策

■ 価格転嫁支援アドバイザーの訪問支援

事業概要 対 象：県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）
費 用：無料
訪問回数：原則 1 回（最大3回）
訪問時期：アドバイザーが相談者の方と調整の上で決定（夜間、土日含む）
※200 件程度を予定。

サポート内容 事業者が課題解決に向けた第一歩を踏み出せるようにサポート
https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/sonota/kakakutenka_advisor.html

詳細および申込は、HP にてご確認ください。

お問い合わせ先：香川県商工労働部労働政策課 TEL 087-832-3366



経営何でも相談会のご案内

さぬき市商工会では、売上拡大・業務改善・商品開発など、
様々なお悩みごとの解決をお手伝いします！

相談
無料

▶ 売上が落ちてきている ▶ 商品開発や改善をしたい ▶ 広報を効果的にやりたい ▶ 海外展開を図りたい

▶ 売場を改善したい ▶ IT 導入により効率化を図りたい ▶ 補助金・助成金制度を知りたい

▶ 新たな販路を開拓したい

▶ 事業承継について相談したい

▶ 商品パッケージを変更したい

▶ 資金調達・資金繰りに悩んでいる

・日時：毎月指定した日 9:00～16:00

【当月の予定は、前月25日頃に当会HPに掲載】

・場所：さぬき市商工会 本所（さぬき市志度 5385-30）

※ 相談日は、さぬき市商工会ホームページ

「定期相談会予定表」でご確認下さい。

予約については、商工会まで電話をお願い致します。

<https://shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/event/>

※ 1 事業者に対して、約1時間～1時間半のご相談になります。

専門家が経営アドバイス！

詳細については、商工会までお気軽にご相談ください。

お問い合わせは

さぬき市商工会

<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/>

本所 TEL 087-894-3888

支所 TEL 0879-43-2340



公式 Facebook、公式 Instagram 始めました！

施策情報やさぬき市の情報を発信しています！

「いいね！」フォローをお願いします！

尚、本紙の情報は、2026 年 9 月 1 日現在の情報です。